

第1期計画からの変更箇所について

※下線・・・現行からの変更・追加

※網掛・・・国の変更を県に反映する事項

国 第2期基本計画 変更箇所
<p><Ⅲ アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題> (重点目標)</p> <p>① 生活習慣病リスクを高める量の飲酒者の減少</p> <p>② 20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす</p> <p>③ <u>関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催</u></p> <p>④ アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上</p> <p>⑤ アルコール健康障害事例の継続的な減少</p>
<p><Ⅳ 基本的施策></p> <p>1. 教育の振興等 ・<u>年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」作成</u></p> <p>2. 不適切な飲酒の誘引の防止 ・<u>酒類の容器へのアルコール量表示の検討</u></p> <p>3. 健康診断及び保健指導 ・<u>地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知</u></p> <p>4. アルコール健康障害に係る医療の充実等 ・<u>一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及</u> ・<u>「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進</u></p> <p>5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等</p> <p>6. 相談支援等 ・<u>定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築</u></p> <p>7. 社会復帰の支援</p> <p>8. 民間団体の活動に対する支援 ・<u>感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援</u></p> <p>9. 人材の確保等</p> <p>10. 調査研究の推進等</p>

三重県 第2期計画 変更箇所（案）
<p><第4章 重点課題及び取組の具体的内容> (重点課題)</p> <p>1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防 (1) 教育・啓発 ・<u>治療拠点機関による情報発信【体制の充実】</u></p> <p>(2) 不適切な飲酒の防止</p> <p>2. アルコール健康障害の早期発見・早期介入 (1) 早期発見・早期介入のための関係機関の連携 (2) 一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携 ・<u>地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業の実施</u> (3) 相談・支援機関とアルコール依存症専門医療機関等との連携 ・<u>多機関多職種の連携した研修の実施</u></p> <p>3. アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実 (1) 地域における相談支援体制の構築と充実 (2) 民間団体の活動と連携した相談支援 ・<u>受診後の患者支援モデル事業の実施</u></p> <p>4. アルコール依存症の治療体制の充実 (1) アルコール依存症の治療体制の充実 ・<u>連携会議の設置及び定期開催</u></p> <p>5. アルコール関連問題に対応できる人材の育成 (1) アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成 ・<u>治療拠点機関による医療機関を対象とした研修の実施【体制の充実】</u> ・<u>多機関多職種の連携した研修の実施</u></p> <p>6. アルコール関連問題に関する調査研究の推進 (1) アルコール関連問題に関する調査研究の推進</p>

